

和歌山県アンテナショップ「わかやま紀州館」における和歌山県産品展示運營業務 仕様書

1 目的

わかやま紀州館は和歌山県の物産・観光の魅力を発信する拠点であることに鑑み、県内事業者が生産する県産品の首都圏における認知度向上、販路拡大を支援することを目的として、和歌山県が設置するアンテナショップ「わかやま紀州館」物産店舗(以下、「物産店舗」という。)において、和歌山県産品(以下、「県産品」という。)の展示、紹介及び販売を行う。

2 「わかやま紀州館」概要

(1) 所在地

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2丁目10番1号 東京交通会館地下1階

(2) 連絡先

TEL 03-6269-9434

FAX 03-6269-9433

(3) 開館時間

ア 平日及び土曜日：10:00～19:00

イ 日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める祝日：10:00～18:00

※ただし、わかやま紀州館館長（以下「館長」という。）が別途開館時刻の繰り下げ又は閉館時刻の繰り上げを指示した場合は、それに従うものとする。

(4) 休館日

年末年始のわかやま紀州館休館日及び館長が指定する臨時休館日。

(5) 物産店舗面積

52.1 m²

3 業務期間

令和2年4月1日～令和5年3月31日

4 業務内容

(1) 店舗運営

ア 県産品の展示、紹介及び販売

(ア) 受託者は、わかやま紀州館の開館時間帯において、県産品の展示、紹介及び販売を行うこと。

(イ) 受託者は、県が指示する展示紹介に係る販売活動（以下、「テスト販売」という。）の他、県産品の販売を自主事業により実施しなければならない。販売に必要な許認可（食料品等販売業許可、乳類販売業許可、酒類販売業免許及び輸出物品販売場（免税店）許可等）については、自ら取得し早期に販売体制を整えること。

(ウ) 販売活動については、別添1「わかやま紀州館の販売活動について」を実施すること。

(エ) 受託者は、毎日の閉館後速やかに館長に対して運営状況を記した日報を報告すること。

(オ) 受託者は、販売状況についてPOS又はそれと同等以上の能力を有するシステムを活用し、レジ通過者数、商品別売上高及びその他和歌山県が指定する事項を管理し、毎月、和歌山県及び館長に報告を行うこと。

なお、和歌山県又は館長から別に指示があった場合は、随時その結果を報告すること。

(カ) 販売代金の授受、商品売上計算、代金精算等は、受託者の責任で行うこととし、出品者への代金支払状況について、毎月末までに館長あて報告すること。

(キ) 受託者は、展示商品のPR、販売促進のためのイベント及び販売企画等を毎月実施すること。

(ク) 受託者は、来店者に対して県産品情報を訴求するため、積極的にPOP等を活用すること。

(ケ) 受託者は、物産店舗情報をSNS等を活用して発信すること。

(コ) 受託者は、業務委託期間の年度当初に販売計画及び売上目標等を設定し、和歌山県に提出すること。

イ 従事者について

受託者は店舗運営にあたっては、次に掲げる条件で店舗内に従事者を配置し、労働関係法令に従い従事させること。

(ア) 委託業務等の統括管理及び和歌山県と調整を行う常勤の責任者。

(イ) 責任者を補佐する副責任者。

(ウ) 県産品に関し十分な知識を有し、来店者への効果的な説明など、適切な接客を行うことができる従事者。

(エ) 開館時間帯は責任者又は副責任者のいずれかを店舗内で勤務させることとし、責任者、副責任者を含め少なくとも3名以上を常時従事させること。

(2) 店舗外での出展活動

受託者は、和歌山県が指示する首都圏百貨店・量販店の催事又は県主催イベント等に8回以上出展すること。

(3) 従事者に対する研修

受託者は、従事者に対して店舗運営に必要となる接遇研修、衛生管理研修及び和歌山県産品・観光に関する研修を年度内にそれぞれ1回以上実施し、研修終了後は速やかに和歌山県及び館長にその内容を報告すること。

(4) 設備等について

ア 和歌山県が受託者に提供する物産店舗内の設備は、店舗備え付けの陳列棚の他、別表1のとおりとする。

イ 設備工事を伴うような変更については、原則和歌山県で実施するものとする。ただし、別表2に掲げる小修繕、光熱水費、通信運搬費及び販売時に必要となる持ち帰り用袋等の消耗品は、受託者の負担とする。

ウ 受託者は、物産店舗が食品を取り扱う施設であることから、店舗を常に衛生上良好な状態に保つこと。

(5) その他事項

ア 観光PR活動

受託者は、和歌山県が行う各種観光PR活動に積極的に協力すること。

イ 受託者間の引継

(ア) 受託者は、業務開始日において前任受託者が保有する在庫商品及び店舗情報を和歌山県及び館長立ち会いのもと引き継ぐこと。

(イ) 受託者は、委託期間終了後、保有する在庫商品及び店舗情報を和歌山県及び館長立ち会いのもと、次期受託者に引き継ぐこと。

(ウ) 上記、(ア) 及び (イ) に係る引継業務については、受託者決定後、和歌山県及び館長と連携を密に行い、万全を期すること。

ウ 個人情報等の取扱について

受託者は、業務委託遂行中に知り得た和歌山県、出品者及び顧客等に関する情報等について、業務委託終了後も含め、目的外利用や第三者への情報漏洩等が発生しないよう適切に管理することとし、従業員にもその旨周知徹底すること。

エ 契約解除に関する事項

(ア) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、または物販の売上など事業効果が著しく低いと認められる場合には、和歌山県は契約の解除をすることができるものとする。この場合、和歌山県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

(イ) 災害その他不可抗力等、和歌山県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議することができるものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に通知することにより、契約を解除できるものとする。

(ウ) 店舗移転等で業務の継続が不可となる場合には、委託期間中に契約を解除することがある。解除に際して必要な事項は和歌山県及び受託者双方協議の上決定する。

オ その他

この仕様書に定めがない事項については、随時、和歌山県と受託者が協議の上、定める。

別表1 物産店舗内の設備

NO	名称	規格等
1	多段冷蔵什器	BJ-9AL-505FJ02
2	多段冷蔵什器	BJ-9AL-504FJ02
3	冷凍什器	IMC-45QWFTAX (購入準備中)

別表2 小修繕の内容

NO	内容
1	店舗内で使用する蛍光灯や電球の交換
2	内装クロスの剥がれ等軽微な修繕
3	陳列棚の留め具等の補修
4	その他、設備工事を伴わない5万円以下の軽微な修繕

わかやま紀州館の販売活動について

1. わかやま紀州館で販売することができる、県内事業者が生産する商品の定義は以下のとおりとする。
 - (1) 県内に主たる事業所を有する法人又は個人が販売者である商品であること。
 - (2) 和歌山県内で生産（製造）した商品であり、県外で生産（製造）されたものは原則、対象としない。ただし、以下の商品については、県外で生産（製造）したものであっても対象とすることができる。
 - ア 県内に生産（製造）する事業者がない等の理由で県外事業者が生産（製造）を委託せざるを得ない事情が認められ、「主たる原材料が県内産」であり、かつそれを「明示している」商品。
 - イ 主たる原材料は県内産ではないが、県産素材・原料に由来する風味を商品の価値にしており、その風味の「素材・原料が県内産」であり、かつそれを「明示している」商品。
 - ウ 地域振興を目的に自治体等と開発した商品。
2. わかやま紀州館の販売活動については、以下のことを実施すること。
 - (1) **生鮮農産物以外の一般加工食品ならびに非食品（以下、一般加工食品・非食品）のテスト販売**
 - ア 和歌山県内事業者が販売する一般加工品・非食品について、上記1の要件を満たし県が受理した商品について、テスト販売を実施すること。また、テスト販売の結果は、販売期間中に得られた消費者及び運営受託者スタッフの意見や販売実績などの情報をとりまとめ、毎月、和歌山県及び館長に報告の上、事業者にフィードバックすること。
 - イ テスト販売期間は、原則3ヶ月間とし、販売は原則毎月1日から行うこと。
 - ウ 販売手数料は、原則販売価格の30%とすること。ただし、和歌山県指定障害福祉サービス事業所の産品について手数料原則15%とする。
 - エ 納品・返品送料、代金の振込手数料等の経費については、出品者側の負担とすることができる。
 - オ 販売形式は消化仕入れによる販売（委託販売）とし、販売期間終了後に売れ残った商品は、着払いで返送することができる。
 - カ 商品内容や売場の状況から開始時期、発注ロットについて事業者と調整することができる。
 - キ テスト販売時の売上の代金決済は、原則3ヶ月間の販売期間終了の翌月末にまとめて支払うこと。
 - (2) **一般加工食品・非食品の継続販売**
 - ア 3ヶ月間のテスト販売期間終了後、販売実績データ、消費者及び運営受託者の意見、継続販売の可否（店舗全体の品揃え状況、テスト販売期間中の実績等を考慮）について、和歌山県及び館長に報告した上で実施すること。なお、出品者への継続販売の連絡は、和歌山県及び館長への報告後、遅滞なく運営受託者が行うこと。
 - イ 継続販売可能な商品数は、1事業者あたり最大5商品（テスト販売商品を除く。）とする。
 - ウ 販売形式は買取仕入れとすること。
 - エ 販売手数料は、原則販売価格の30%とすること。ただし、和歌山県指定障害福祉サービス事業所の産品について手数料原則15%とする。
 - (3) **生鮮農産物の販売**
 - ア 和歌山県内で生産された生鮮農産物を販売・PRすることで、販路拡大の支援を行うこと。なお、生鮮農産物の販売は、申込みに基づく出品希望生産者登録制とし、出品時期や価格帯・商品構成等を考慮した上で、申込者に対し、発注の連絡をすること。
 - イ 商品については、原則買取とすること。
 - ウ 販売手数料や発注ロット等については、申込者と相談し決定すること。
 - エ 納品、代金の振込手数料等の経費については、申込者側の負担とすることができる。
 - (4) **店頭販売活動の機会提供**
 - ア 首都圏の消費者へ県産品の魅力を発信するため、要件を満たす事業者に、わかやま紀州館で店頭販売活動を行う機会を設けること。